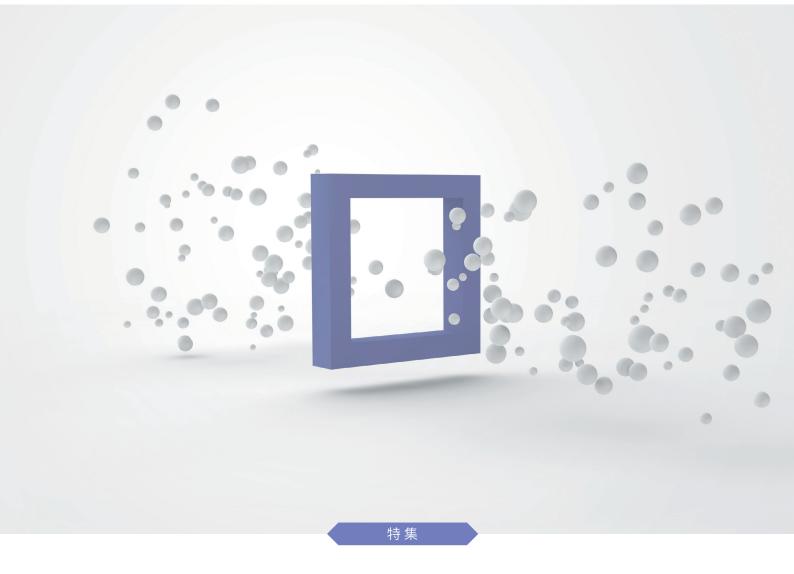


# 

Construction IT Magazine

Vol. 04

2021.2.1



## 国土交通省 2021年度予算を見る

導入事例

コラム

## ANDPAD ts

施工現場の悩みを、全て解決。

<sup>特長</sup> │ 圧倒的なアプリの使いやすさ

○1 多機能、高品質、さらに使いやすい。大手企業にも選ばれるセキュリティ。

特長 徹底的な導入フォロー

02 建設業界出身者が導入説明会で操作説明。ご利用状況もレポートします。

特長 現場の要望で進化し続ける

9 専属エンジニアが開発。素早くご要望に対応できる点も評価頂いています。



悩み

一人ひとりに異なる方法で 資料を渡すのが面倒…



悩み

電話だとつながらなかったり、 言った言わない問題があったり…



悩み

毎回、現場に行って確認するのは手間が掛かる…



ANDPAD なら クラウドで図面や 工程表を一元管理



ANDPAD なら

確認・相談はチャット でリアルタイムに



ANDPAD なら 写真付き日報でいつでもどこでも 現場確認



すべての施工現場をANDPADで見える化することで



- ✔ 工期遅れ防止
- ✔ 施工品質の向上
- ✓ 働き方改革の推進
- ✓ 工程管理の標準化

合わせ









## **大主記** | T マガラブ

Vol. 04

#### 建設ITマガジンとは

建設ITマガジンは内田洋行ITソリューションズが発行する、建設業界のIT 導入事例や建設業界に関連するお役立ち情報、最新の業界動向などを紹介す る情報誌です。今後も各分野で活躍する皆様にご協力いただきながら、様々 な情報を発信して参ります。Vol.04の特集は、国土交通省2021年度予算に ついて日刊建設通信新聞社の服部清二氏に解説いただきます。

#### ${\tt Contents}$

特 集 P.2

国土交通省2021年度予算を見る - 生産性向上施策を中心に

導入事例

現場での使いやすさを重視!即時更新される 最新の情報を確認でき、原価管理のミスが激減 株式会社橋本川島コーポレーションさま

コラム P.8

P.**6** 

建設業における収益認識基準適用時の重要論点 ~保証サービス、代理人取引~

イベントガイド

新春オンラインITフェア for コンストラクション

## 国土交通省

## 2021年度予算を見る

## -生産性向上施策を中心に

執筆者

株式会社日刊建設通信新聞社 常務取締役コミュニケーション・デザイン局長

### 服部 清二 🗈

Profile 中央大学文学部卒業。設備産業新聞社を経て建設通信新聞社へ。国土庁(現国土交通省)、通産省(現経済産業省)、ゼネコン、建築設備業、設備機器メーカー、鉄鋼メーカー、建設機械メーカーなどの取材を担当。特に建築設備業界の取材歴は20年以上にわたる。その後、中部支社長、編集局長、企画営業総局長、電子メディア局長兼業務総局長を歴任、2019年6月電子メディア局の名称変更に伴い、現在のコミュニケーション・デザイン局長に就任。建設通信新聞「電子版」、「月刊工事の動き」デジタル、講演集や各種パンフレットの作成、協会機関誌の制作、DVD撮影などを行う部署を管轄している。



#### 2021年度予算の要求基本方針

一般会計の総額は5兆8,981億円で、臨時・特別措置を含む20年度に比べ8,382億円の減少となりました。これに20年度第3次補正予算を加えた、いわゆる「15ヵ月」予算の総額は9兆1,893億円です。

同省は21年度の予算を要求するにあたり、「国民の安全・安心の確保」、「持続的な経済成長の実現」、「豊かで暮らしやすい地域の形成と多核連携型の国づくり」を重点に置き、「メリハリをつけながら要求を行うとともに、防災・減災、国土強靱化等の強力な推進や新型コロナウイルス感染症への対応などの緊急な課題について、所望の要望を行う」としています。

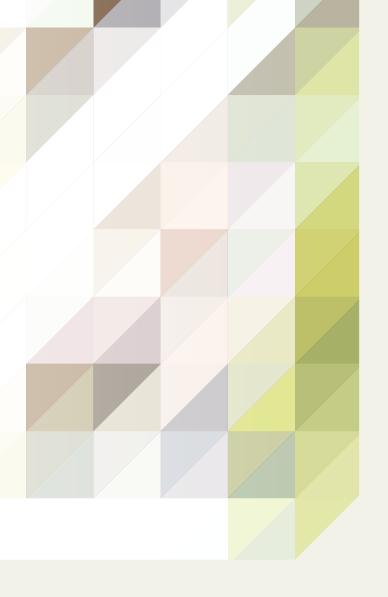
こうした考えを基本方針に据えた背景には、まず、気候変動の影響によって激甚化・頻発化する水災害や切迫する地震災害等に負けない、強靱な国土づくりが不可欠なことがあります。そのため、3カ年緊急対策以降も、計画的な取り組みが必要だとし、「総力を挙げて」国土強靱化に取り組まなければならないとの認識があります。

「ウィズ・コロナ」下での持続的な経済成長の実現に向けては、 生産性の向上、国際競争力の強化、リスクに強い社会経済構造の 構築を図ることが重要であること、コロナを機とする住まい方 や働き方の変化等を踏まえた東京ー極集中型から多核連携型の 国づくりへの転換と、地方の魅力を活かし、豊かで暮らしやす い地域づくりが必要であるとし、すべての人に優しいバリアフ リー社会の形成、二拠点居住やワーケーションといった住生活 環境の充実、スマートシティー・次世代モビリティー、グリーン インフラの導入、コンパクトで歩いて暮らせるゆとりとにぎわ いのあるまちづくりを進め、地域の活性化を図るということも あります。

同省の重要な役割である「公共事業の推進」では、既存施設の計画的な維持管理・更新とあわせ、将来の成長の基盤となり、安全・安心で豊かな国民生活の実現に資する波及効果の大きなプロジェクト等を戦略的・計画的に展開していくことが必要であるとして、中長期的な見通しの下、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保を図るとしています。

加えて「適確な推進」に向けては、「新・担い手3法」も踏まえ、施工時期等の平準化、適正価格での契約、地域企業の活用に配慮した適正な規模での発注推進といったことを挙げています。

コロナ対応として、非接触・リモート型の新技術の導入、i-Constructionの推進、建設キャリアアップシステムの普及、週休2日制の実現、外国人技能労働者の受入・育成など、生産性向上や働き方改革等に取り組むとともに、災害等に備え、防災体制などの拡充・強化を図るとしています。



#### 「不動産・建設経済局」の予算を見る

「生産性向上」施策の中心を担うのは不動産・建設経済局です。 同局の21年度予算総額は167億1,900万円で、前年度を5億 8.100万円、3.1%の減となりました。主な項目は①不動産情 報インフラの整備②不動産市場の環境整備③建設市場の環境整 備④建設産業・不動産業の海外展開の推進――などとなってい ます。

内訳は「不動産情報インフラの整備」に、局予算の93.2%を占 める155億9,600万円を計上。その多くは「地籍整備の推進」に 使われる予定です。

「不動産市場の環境整備」には1億8,400万円(前年度比4.7% 減)、「建設市場の環境整備」には5億400万円(21.4%増)、「建 設産業・不動産業の海外展開の推進」に8,700万円(23.5%減)、 「その他」に3億4,800万円(5.7%減)となっています。この予 算の中で、唯一、前年度を上回っているのが「建設市場の環境整 備」の項目です。

「建設市場の環境整備」の項の内訳は、「建設産業の働き方改革 の実現」に1億2,700万円(38.0%増)、「誰もが安心して働き続け られる環境整備」に3,000万円(3.2%減)、「建設分野における外 国人受け入れの円滑化・適正化」に2億2,000万円(21.5%増)と

なっています。4割近く予算が増えた「働き方改革実現」は、これ まで猶予を受けてきた建設産業の時間外労働時間規制が24年4 月以降、全面的に適用されるためで、実際に「適正な工期設定・施 工時期の平準化等による働き方改革の推進」「建設技術者の働き 方改革の推進 | といった施策が展開されることになっています。

#### 働き方改革の実現のために

ここで改めて、政府の「働き方改革」の方策を見てみましょう。 第196回通常国会で「働き方改革を推進するための関係法律 の整備に関する法律」が成立しました。改革の内容は、働く人た ちが、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で選択で きるようにするためだとされています。

その背景には、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、働く 人たちの多様なニーズに対応するということがあります。つま り、働く人の個々の事情に応じて、多様な働き方を選択できる社 会を実現し、成長と分配の好循環を構築し、働く人々が、より良い 将来の展望を持てるようにすることを目指すというものです。 その柱となるのが[時間外労働の上限規制]であり、労働基準法の 改正によって、時間外労働(休日労働は含まれません)の上限が、 原則として月45時間、年360時間と決められました。「原則」で すから、臨時的な特別な事情があれば超えることができます。

とはいえ、臨時的な事情があったとしても、時間外労働は年 720時間、時間外労働と休日労働をあわせたものでは、月100時 間未満、2~6ヵ月平均80時間以内とする必要があります。ま た、「原則」である月45時間を超えられるのは、年6ヵ月までです。

この法律は、大企業は19年4月から、中小企業は20年4月から 適用されましたが、建設事業、自動車運転業務、医師には猶予期 間が設けられ、2024年4月から適用されることになりました。 建設事業の場合は、災害復旧・復興の場合を除いて、新しい規制 がすべて適用されることになります。

災害復旧・復興の事業では「月100時間」「2~6ヵ月平均80時 間以内」という規制も適用されません。それだけ災害復旧に対す る建設産業への依存度が高いということが言えると思います。

#### 建設産業の働き方改革実現に向けての方策

建設産業に関しては第198回通常国会で「新・担い手3法」が成 立しました。その趣旨に則って、技術者や技能者という建設業 の担い手の確保と育成、長時間労働を是正するための制度運用、 建設事業者が自身で生産性を向上できるような環境整備をはか ることが必要であることに加え、新型コロナ感染症拡大防止対 策のための、非接触・リモート型の新技術の導入などを進めてい く必要があります。

こうした観点から、働き方改革の実現では「適正な工期設定・ 施工時期の平準化等による働き方改革」、「建設技術者の働き方

#### ▶ 不動産·建設経済局関係予算総括表

(単位:百万円)

区分	2021年度(A)	2020年度(B)	倍率(A/B)
1. 不動産情報インフラの整備	15,596	16,207	0.96
(1)地籍整備の推進	11,142	11,453	0.97
うち・地籍調査の推進	10,700	11,047	0.97
·効率的な手法の導入推進等による地籍調査の円滑化	214	193	1.16
・民間等の測量成果を活用した都市部における地籍調査の推進	143	123	1.08
(2)不動産情報の整備・提供の充実等	4,240	4,524	0.94
うち・地価公示の着実な実施	3,720	3,729	1.00
(3)地理空間情報の充実・活用推進	215	230	0.93
うち・人流データ利活用のための流通環境整備	84	84	1.00
2. 不動産市場の環境整備	184	193	0.95
うち・所有者不明土地の円滑な利活用等の推進	48	48	1.00
・不動産情報の適正化・活性化に向けた検討	26	9	2.86
3. 建設市場の環境整備	504	415	1.21
うち・建設産業の働き方改革の実現	127	92	1.38
・誰もが安心して働き続けられる環境整備	30	31	0.97
・建設分野における外国人受け入れの円滑化・適正化	220	181	1.22
4. 建設産業・不動産業の海外展開の推進	87	115	0.76
5. その他	348	369	0.94
合 計	16,719	17,300	0.97

改革1の2点を進めることになっています。

まず、適正な工期設定・施工時期の平準化についてです。

国や地方公共団体が進める公共工事については、少しずつ適正な工期設定・施工時期の平準化が進んでいると思われますが、課題は民間工事です。民間工事は建築が多いのですが、オフィスビル、商業施設、学校、病院などでは工期が厳格に決められています。昨年、新型コロナ感染者が現場内で見つかった際には、大手ゼネコンは民間発注者に対して工事中止と工期延長を求めました。現場閉所に追い込まれたためですが、開業延期による補償問題も絡み、工期延長に踏み込みづらいという現実があります。

そのため、例えば「完全週休2日制」という、「これまでにない」 休み方を実現するためには、工期をこれまでよりも長くする必 要があります。一方で民間事業者は1日も早い開業を期待しま す。事業者にとっては金融機関からの借入金を、なるべく早く 返却したいという考えがあるためです。

国交省では、工期に関する基準について、民間発注工事での工期設定基準の活用状況の調査・分析、活用事例等の周知、内容拡充等の要否を検討することにしています。

また、地方公共団体に対しては、入札契約適正化の取り組み状況を調査・公表するとともに、個別団体への改善支援、進捗状況・取り組みの「見える化」等を通じた施工時期の平準化を進めていきます。

労働時間の削減に伴うのと平行して進めなければならないの

が生産性の向上です。そのため、実際の生産性向上の取り組みを、海外事例や国内の先進的事例を調査することにしています。 さらに2027年を視野に入れた「建設産業政策2017+10~若い人たちに明日の建設産業を語ろう~」で打ち出した施策の、進捗状況のフォローアップや検証を実施し、今後の対応の方向性を調査することにしています。

建設産業に従事する「個人向け」としては、「建設技術者の働き方改革の推進」として施策を推進することになっています。

具体的には、新たに設けられた「専門工事一括管理施工制度」や「監理技術者補佐制度」の効果検証を行います。20年度第3次補正予算の一部を使ってICT技術の活用を生かした制度の拡充も検討。若手技術者や外国人技術者の活用も考え、今後の技術者制度のあり方、資格取得の促進策、遠隔での技術研さんの方策も調査・研究していくことになっています。さらに、技術検定試験検定手続きや技術者資格取得手続き等の電子申請化、不正防止対策等へのデータ活用に向けた調査・検討の実施も挙げています。

遠隔教育や電子手続きは、新型コロナ感染拡大防止策として 一気に進んだテレワークによって、各個人の通信環境が大幅に 改善したことや、利用者が通信を使った実際の「やり方」に慣れ たこともあり、今後、急速に進展していくものと予想されます。 そのためには、資格証明証の電子化と暗号化などによる、個人情 報の確実な保護が求められることになるのは必至です。

#### 誰もが安心して働き続けられる環境整備について

女性の定着促進と社会保険加入の徹底・定着を図り、かつ、建 設技能者の処遇改善、外国人材の適正な活用推進を進めようと いうものです。

女性定着に関しては、「新たな日常」に向けた建設産業のデジ タル化・スマート化といった動きを踏まえつつ、20年1月に国 交省と業界団体が共同策定した「女性の定着促進に向けた建設 産業行動計画」に基づいた取り組みを進めるというものです。

ただ、女性の場合、結婚、出産という人生の大きな転換点があ ります。特に出産に伴う休業は、精神的にも大きなハンディ キャップを持ってしまうこともあります。そうしたことを考慮 すれば、いわゆる「再教育」あるいは「新たなジョブの習得」、テレ ワーク環境の整備といったことが必要となるものと思われま す。「男女比は1対1だから、建設業で働く女性の割合を半分に しよう という声があるのも事実です。 「男性職場」と言われて いる建設産業にあって、女性の定着と活用は、生産面を含め、そ の姿を大きく変える可能性を秘めていると言ってもいいのでは ないでしょうか。

社会保険加入の徹底・定着は、改正建設業法(社会保険未加入 企業に対して建設業の許可・更新を認めない)に基づいて、建設 業社会保険推進・処遇連絡協議会の開催、法定福利費のさらなる 見える化の推進、支払い状況実態調査の実施、加入要件化に伴う 一人親方化の実態把握、偽装請負防止に向けた必要な取り組み を実施するとしています。

かつては、社保に加入しなくても現場で働けるよう、若手を一 人親方にするということも行われていたという話も聞いたこと があります。今回の措置によって、そうしたメリットがなくな るとともに、働く人たちにとって社会保険に加入しているとい う安心感が得られることになります。それがひいては、若手の 入職促進につながると期待されています。

建設キャリアアップシステムの普及・活用に向けては「官民施 策パッケージ|で進めていきます。

建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善、現 場の生産性向上を目指すというのがその内容で、建設キャリア アップシステムとマイナンバーカードのマイナポータルとを連 携し、マイナンバーカードと連携した各社資格証等との一体化、 建設キャリアアップシステムの登録申請手続きの効率化・利便 性の向上を図ります。しかし、マイナンバーカードの普及率が 思うように進んでいない現在にあって、まだ時間がかかりそう だと予想されます。

専門工事業者の施工能力の見える化も進めていく計画です。

さらに外国人材の適正な活用の推進では、少子高齢化で減少 が確実視されている労働人口で、さらに減少幅が大きいと見ら れる建設産業に、外国人材を積極的に採用していくことで、人的 パワーを補うというものだと言うことができます。

施策としては、特定技能外国人を円滑に受け入れるために、現

地教育訓練・試験の実施促進、現地送り出し機関等と連携した元 実習生等の募集・確保と受入企業のマッチング支援、国内の技能 実習生等と受入企業とのマッチング支援などのほか、受入企業 に対する監査や巡回訪問・母国語相談、外国人材の受入状況(賃 金水準を含む)に関する実態把握調査といった施策を展開しま す。

この場合、教育訓練と試験合格が必須条件となります。一方 で、安易な外国人採用は、時として罪に問われることになりかね ません。そういう意味では、きちんとした送り出し機関から来 た外国人を採用し、きちんと処遇することが重要となります。

### その他

建設職人の安全・健康の確保の推進、建設産業の生産性向上お よび持続性の確保についても、予算は付いています。

安全・衛生の確保については「建設工事従事者の安全及び健康 の確保の推進に関する法律」に基づく基本計画に沿って、計画の点 検・評価を踏まえ、安全衛生経費の着実な支払いに必要なツール、 安全衛生推進ためのテキストの作成、安全衛生経費の重要性や必 要性を認知させるための戦略的広報ツールの作成を行います。

生産性向上及び持続性の確保では、中小・中堅企業のデジタル 革命を推進します。

主な取り組みとしては、ICT技術活用などの技術革新への対 応や、企業活動の活動促進に関する相談支援等を行うことで、地 域における中小・中堅建設企業の生産性向上と持続性確保を進 めます。

働き方改革と新型コロナは、建設産業にも大きな影響を与え ました。逆にそれは、産業の「あり方」を見直す契機となったと も言えるでしょう。「完全週休2日制」に向けた取り組みや社会 保険加入は、若年入職者の確保につながり、テレワークの進捗は 子育てに忙しい人たちに、新たな働きの場を与えることになり ました。

しかし、建設産業は「現場単品」というメーカーとは違った生 産体制を有しています。それをどう合理化していくか、そうい う点でも改良すべき点は数多くあると思います。

情報通信の進展に伴い、すでにウェブでの打ち合わせなどは 進み、大幅な時間の削減につながっていますし、大手ゼネコンが 企業の枠を超えてロボットの共同開発に乗り出すなど、新たな 動きも出始めています。

女性職員の増加に合わせ、現場事務所も改善されてきました。 現場作業でも「送風機付きベスト」の普及などで「快適性」を向上 してきています。

建設産業は今、存続と発展に向けた大きなうねりの中にいる と言ってもいいでしょう。

Case Study 導入事例

### 株式会社橋本川島コーポレーションさま

業種:総合建設業

建設・工事業ERPシステム「PROCES.S」

## 現場での使いやすさを重視!即時更新される 最新の情報を確認でき、原価管理のミスが激減

USER PROFILE

#### 株式会社橋本川島コーポレーション

設立	1949年10月
代表取締役社長	橋本 毅
資本金等	9200万円
社員数	140名
本社	旭川市旭町2条7丁目12番地90
ウェブサイト	https://hkcorp.co.jp/



2003年11月に、橋本建設工業株式会社・川島建設株式会社・アサヒ道路株式会社の3社 が合併して発足。北海道旭川市に本社を構え、土木や建築、舗装、住宅などの建築物の施工 から、アスベストやダイオキシンの調査・分析・除去、不動産の売買まで、幅広い事業を展開している。

高い技術力が強みで、財務内容や経営審査も良好。「サービスの徹底」や「品質の重視」といった社是のもと、北海道開発局をはじめとする顧客からの信頼を積み重ね、発注官庁から数多くの表彰を受けている。







▲ H27年度 千歳イタリアン レストラン



▲ H30年度 旭川十勝道路 富良野市上五区舗装工事



▲ H31年度 八雲今金線(B地-230)工事(上部架設)

株式会社橋本川島コーポレーションは、従来のシステムの老朽化に伴い、新システムへの移行を決断しました。しかし、 システムへの入力などの実務にあたる現場からは、システムが変わることへの不安の声が多く聞かれていました。

そこで、できるだけ現場の担当者にとってわかりやすく、スムーズに移行できるシステムを第一に検討。サポートの手厚さや長きにわたり築いてきた営業担当者との信頼関係もあり、内田洋行ITソリューションズ(以下、ITS)の建設・工事業ERPシステム「PROCES.S」を選択しました。結果的に原価管理のミス削減や効率化も実現できています。

導入前の 課題

- 現行システムのサポート終了 新しい OS にも未対応
- システムの刷新に対し、 現場から多くの不安の声

導入後の 効果

- 現場で最新情報が得られるようになり、原価管理のミスが激減
- 一部のアナログ業務を撤廃し、人件費などのコスト削減を実現
- 前のシステムの構成を踏襲でき、現場でも違和感なく移行
- 手厚いサポートが受けられるようになり、安定的な運用が可能に

#### 新しいOSへの対応のため、システムを刷新すべき時が迫っていた

#### 導入の背景

#### - 以前の業務システムには、どのような課 題がありましたか?

以前の業務システムは合併以前から使用して いる非常に古いもので、新しいOSに対応して おらず、刷新せざるを得ないという状況でした。 もともとはWindows95対応のシステムで、 サポートもXPまで。Windows7まではなんとか 動くことを検証しましたが、32ビットのOSで しか動かないことが分かっており、だんだんと 64ビットに変わりつつある今、使い続けるのは 難しいと考えていました。

一方で、使い慣れたシステムがいいという現 場の声も大きく、経営層にとってもシステムの 導入は大きな予算が必要になるため、使えるの なら今のままでいいのではないかという思いが ありました。そもそも現場での入力業務にあた

るのは、現場代理人という立場のスタッフのみ。 頻度も、1年に数回実施するかどうか、という担 当者が存在するのが実情です。複雑なシステム では覚えられないうえに、慣れるのに長い年月 がかかるので、システムを変えたいという話を すると、「せっかく慣れてきたのに…」という後 ろ向きな反応が多くありました。

#### 導入のポイント

#### 重視したのは、現場での使いやすさやサポートの手厚さ

#### - 導入を検討されるときに、どのような点 を重視されましたか?

とにかく現場での入力方法がわかりやすい という点が第一でした。新しいシステムへの 要望をヒアリングした際にも、「できるだけ前の システムと変わらないものにしてほしい」とい う声がほとんどでした。

システム担当の私個人としては、サポートが 手厚いことも重視しました。前に導入していた システム会社は、札幌にあった営業所が撤退 してしまい、最も近い支店が東京、本社は九州と 非常に遠かったのです。何か困ったときにも電 話上でのやりとりのみで、不安な思いをしまし たし、その会社はやがて倒産してしまいました。 このため、規模が大きくて経営が安定しており、

何かあったときにもしっかり対応してもらえる 会社であることも重要でした。

建設業での導入実績があるかどうかもポイン トでした。建設業は経理も特殊なので、他社のソ フトも検討していたのですが、なかなか「かゆい ところに手が届かない」ものが多かったのです。

#### -PROCES.S導入の決め手は何でしたか?

一つは、メニューがわりとシンプルで、パッと見 ただけで何がどこにあるのか、どうすればいいの かがわかりやすいと感じられたことです。また、導 入前に十分にすり合わせができたため、入力画面 を前のシステムと同じような配列に並べ替えるな ど、現場の入力担当者が違和感なく移行できるよ うに準備できたのも良かった点です。建設業での 導入実績も多く、旭川市内の同業他社が使ってい

るという実績があることにも安心感がありました。 サポートが手厚いと感じられたことも良かっ たですね。実は、最初にシステムを刷新しようと ITSから話を聞いたのは20年近く前。そこから 導入を決断するまでの長きにわたって熱心に足 を運んでいただいていたので、これならサポート もきちんとしていただけるだろうと思えました。 「何かあったときにはこのようにリモートで対応 します」あるいは[札幌からすぐに行きます]と 言っていただけたことも心強いと感じました。

また、前の会社は担当者が頻繁に変わったり、 辞められたりということも多かったのですが、 ITSは同じ担当者と長いお付き合いができてい たので、非常に安定した良い会社なのだろうと も感じていました。

#### 導入後の効果と 今後の展開

### 現場から不満はなく、原価管理のミスが激減。コスト削減も

#### - 実際に導入されて、現場の反応はいかが でしたか?

今までいろいろなシステムの導入を担当してきま したが、少しでも使いにくいと現場から非常に多く の意見が上がってきます。しかし、PROCES.Sに関 しては、「使い慣れていないからわからない」という 話はあっても、前よりも悪くなったと言うスタッフ はおらず、とてもスムーズに切り替えができました。

また、現場で常に最新情報が見られるように なったことにより、原価管理のミスが圧倒的に 減りました。原価管理では、予算をどれくらい 使っているのか、いくら残るのかといったこと を経営者と同じような視点でチェックしていか なければなりません。以前は、現場から送られ てくるメールの情報を経理側で集約してシステ ムに反映する形だったため、最新情報をシステ ムで閲覧できるようになるまでにタイムラグが ありました。現場側で古い情報のまま原価管理

を行ってしまい、最終的に経理側の数字と合わ ないということが度々起きていたのです。

PROCES.S導入後はこうした食い違いはなく なりましたし、予算状況を印刷して現場に配布 するなどのコストも削減できました。バラバラ に管理していた会計や給与といったシステムが 連携できるようになり、一部のチェックが不要 になったことで効率化にもつながりました。

急いでいるときにすばやく対応できるように なった点も大きいと思います。以前はアプリケー ションをインストールする必要があると、ハード の販売会社にパスワードを教えてもらう手順を踏 まなければならず、急いでいても先方の窓口が開 いていなければ対応できませんでした。PROCES.S 導入後は、同じプロセスが自社内で完結するた め、いつでも対応できるようになりました。

- 今後、PROCES.Sをどのように活用し ていきたいですか?

現在は給与明細を紙で渡しているので、電子 化してメールで送れるようにし、さらなる効率 化とコスト削減を図りたいと思っています。

勤怠システムとの連携も検討しています。現 在は出勤簿を用いたアナログ管理なので、これか ら働き方改革を推進していくためにも、まずは電 子化して勤務実態を把握したいと考えています。

#### - 最後に、一連の導入を通して、ITSにど のような印象を持たれましたか?

システムの導入はとても大きなプロジェクトな ので、失敗は許されません。だからこそ、できるだ け信頼が置けるところ、きちんと動いていただけ るところにお願いしたいという思いがあります。

そんな中で、20年近くの長きにわたって定 期的に足を運んでいただき、特定の担当者と信 頼関係を築くことができたというのは、とても ありがたいことだと思っています。これからも 長いお付き合いができればと考えています。

## 建設業における

## 収益認識基準適用時の

## 重要論点



~保証サービス、代理人取引~

#### 1 はじめに

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(以下、収益認識基準)及び 企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(以下、 収益認識適用指針)が2021年4月より、原則適用となります。

前回は収益認識基準適用にあたり、建設業において重要性が高い論点をピックアップし(表1参照)、個別論点として「1 収益計上の方法及び時期」について取り上げました。今回は、「2 保証サービスへの収益認識」「3 代理人取引に係る収益認識」について見ていきたいと思います。

#### 表1 建設業における収益認識の重要論点

	1	収益計上の方法及び時期	4	変動対価
	2	保証サービスへの収益認識	5	重要な金融要素
ı	2	<b>企理 1 取引に依る ID 光製業</b>		

#### 3 代理人取引に係る収益認識

#### 2 保証サービスへの収益認識

工事契約においては、引渡完了後に完成物に不備があった場合、無償で補修 工事を行うといった保証を含むものが多いです。この場合、瑕疵担保等の費 用に備えるために、現状多くの会社で、会計上、「完成工事補償引当金」が計上 されています。

収益認識基準適用後は、保証の内容によって判断が行われるようになり、会計処理が2つに分岐します。

「合意された仕様に従っている」という保証(品質保証)のみである場合、従来通り、引当金処理されます。これに加えて「顧客にサービスを提供する」保証(保証サービス)が含まれる場合には、保証サービスを別個の履行義務として認識し、取引価格を保証サービスにも配分し、収益認識することとなります。

#### 関係する会計基準

企業会計原則注解18では、「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、引当金を計上する必要がある」と定められており、上述の工事引渡後の完成物の不備に係る瑕疵担保費用については、当該要件を満たし、引当金計上されることとなります。

収益認識基準では、財又はサービスに対して保証を行う場合、当該保証を①「財又はサービスが合意された仕様に従っているという保証のみの場合(品質保証)」、及び②「①に加えて、顧客に別途サービスを提供する保証(保証サービス)を含む場合」に分け、各々について以下のように異なる取扱いがなされます(収益認識適用指針34項、35項)。

#### 表2 保証に関する会計処理

保証内容		保証内容		
	<ul><li>① 合意された仕様に従っているという保証(品質保証)</li><li>② 顧客に別途サービスを提供する保証(保証サービス)</li></ul>		別個の履行義務としては識別しない。 企業会計原則注解 18 に基づき、保証に要す る費用に対して引当金計上。	
			別個の履行義務として識別。 取引価格を財又はサービス及び当該保証サー ビスに配分し、保証に係る収益は、保証サー ビスの履行時に認識。	

#### 建設業への当てはめ

続いて、表2の②で確認した保証サービスについて、建設業で想定されやすい2通りのケースに当てはめて、保証サービスに該当するか否かについてみていきます。

#### 表3 工事契約における保証の内容と会計処理

ケー	保証の内容	工事契約に、引渡後の壁のヒビやタイルの剥がれに対して無償 で補修工事を行うといった保証が含まれている場合				
スー	会計処理	当該保証は合意された仕様に従っている保証(品質保証)のみであると解し、現行実務と同様に引当金処理				
ケ	保証の内容	工事契約に、設備点検のアフターサービスを行うことが含まれている場合				
,     	会計処理	追加で顧客に別途サービスを提供する保証(保証サービス)と 考えられ、別個の履行義務として識別し、取引価格を配分し、 保証サービス提供時に収益認識を行う				

#### 開示例

収益認識基準早期適用会社の有価証券報告書にて、保証サービスに係る収益認識に関して記載をしている例を、参考に抜粋します。

#### 住友林業株式会社 有価証券報告書 (2020.3)

「第5経理の状況1連結財務諸表等(1)連結財務諸表注記事項(会計方針の変更)」

(3) 保証サービスに係る収益認識

住宅・建築事業において戸建住宅等の工事契約又は販売契約に基づき、引渡後の無償点検サービスを顧客に提供しております。従来は、当該サービスについて収益を認識しておりませんでしたが、戸建住宅等の引渡しに係る履行義務と当該サービスに係る履行義務を識別し、それぞれの履行義務を充足した時点で収益を認識する方法に変更しております。

#### 3 代理人取引に係る収益認識

続いて確認するのは「代理人取引」についてです。

建設業では、建設会社(A)が発注者(B)から指定された協力業者(C)を手配するようなケースがあります。この時、建設業者(A)、発注者(B)、協力業者(C)で取り交わした契約内容によって、建設会社(A)が収益認識基準上の本人・代理人のいずれに該当するかが判定され、それにより、収益を総額認識するか純額認識するか異なった会計処理が行われます。

#### 関係する会計基準

収益認識適用指針39項及び40項において、企業(A)が顧客(B)に対して財又はサービスを提供する際に他の当事者(C)が関与している場合において、以下のように、本人と代理人の判定を行った上で、収益認識方法を定めています。

#### 表4 本人・代理人の判定及び収益認識

+100	L HH I	判定根拠	旧社会可能
本人or代理人		判定恨拠	収益認識
本.	人	企業(A)へ課された履行義務が、顧客(B)への <mark>財 又はサービスを自ら提供するもの</mark> であること	「対価の総額」で収益認識 (収益認識適用指針39項)
代理	人	企業(A)へ課された履行義務が、顧客(B)への 財又はサービスを他の当事者(C)によって提 供されるように手配するものであること	「報酬又は手数料の純額」 で収益認識 (収益認識適用指針40項)

また、収益認識適用指針42項から47項にて、企業(A)が本人or代理人に該当するかの判定手順が記載されています。ここで本人に該当するためには、企業(A)が財又はサービスを顧客(B)に提供する前に支配しているかどうか判断する必要があり、その際にポイントとなるのは、在庫リスクの有無及び価格決定権の有無といえます(以下図参照)。

#### 顧客(B)に提供する財又はサービスの提供を識別

財又はサービスが顧客(B)に提供される前に、企業(A)が当該財又は サービスを支配しているか否かについて、①~③を考慮し判定。

- ①財又はサービスの提供に対し**主たる責任**を有している
- ②財又はサービスが顧客に提供される前、あるいは財又はサービスに 対する支配が顧客に移転した後(顧客が返品権を有している場合)に おいて、企業が<mark>在庫リスク</mark>を有している
- ③企業が財又はサービスの価格設定権を有している(但し、代理人が価格設定権を有している場合もある)

上記①~③の全てに該当するかどうかを検討



#### 建設業への当てはめ

建設業では、発注者(B)が特定の工事について専門工事業者(C)を個別に指定した上で、その統括管理費用を上乗せして元請会社(A)と工事請負契約を締結する、いわゆるコストオン契約がなされることがあります。

その際、元請会社(A)と専門工事会社(C)は取り決められた工事金額によって下請負契約を締結します。

この場合に、元請会社たる建設業者(A)が「本人」であるとして総額で収益認

識するか、「代理人」として純額で収益認識するかが論点となり、個々の要件に 照らして判断する必要があります。

#### 税務上の論点

本人・代理人の判定が行われることによる法人税・消費税の取扱いを確認します。 従来、売上と仕入を総額表示で計上していた企業が、代理人と判定された場 合、総額表示から純額表示に変わるため、会計上の売上高が大幅に減少するこ とになりますが、最終的な利益は変わりません。

法人税では、総額表示か純額表示かによる課税所得への影響はありませんので、 特段の取扱い規定はなく、会計と同様の取扱いをすることで問題ないと思われます。

一方、消費税では、総額で課税売上と課税仕入を認識します。そのため、代 理人と判定された場合(=純額処理をする場合)にはPL売上高≠課税売上高と いう状況が生じ、実務上注意する必要があります。

#### 開示例

収益認識基準早期適用会社の有価証券報告書にて、代理人取引に係る収益 認識に関して記載をしている例を、参考に抜粋します。

#### 住友林業株式会社 有価証券報告書 (2020.3)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (会計方針の変更)」 (1) 代理人取引に係る収益認識

主に木材建材事業における国内流通事業に係る収益について、従来は、顧客から受け取る対価の 総額を収益として認識しておりましたが、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該 当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益 を認識する方法に変更しております。

#### 4 おわりに

今回は、収益認識基準適用にあたっての建設業における重要論点のうち、 「保証サービスへの収益認識」及び「代理人取引に係る収益認識」について見て みました。建設業においては該当する契約も多いかと思います。自社の契約 内容と取引実態を見直し、従来と異なる処理が必要な場合は、早急に対応する 必要があります。

次回は、残りの重要個別論点である「変動対価」「重要な金融要素」について、 取り上げます。



汐留パートナーズグループ 汐留パートナーズ株式会社 代表取締役 公認会計士(日米)·税理士

#### 前川 研吾氏



Profile 北海道大学経済学部卒業。公認会計十(日米)・税理十。公認会計十試験合格後、新日 本有限責任監査法人監査部門にて、建設業、製造業、小売業、金融業、情報サービス産業等の上場会 社を中心とした法定監査に従事。また、同法人公開業務部門にて株式公開準備会社を中心とした クライアントに対する、IPO支援、内部統制支援(J-SOX)、M&A関連支援、デューデリジェンス や短期調査等のFAS業務等の案件に数多く従事。2008年4月、27歳の時に汐留パートナーズ グループを設立。税理士としてグループの税務業務を統括する。

Event Guide

### 新春オンラインITフェア for コンストラクション

日 程 -----2021年2月22日~3月1日 配信予定

URL ——https://www.uchida-it.co.jp/fairconstructionspring/



『【仮】2021最新動向 建設業が取り組むべきIT化とは』

『【仮】現場作業のある什事の最適なテレワーク』

『【仮】MS365 効果的な活用事例』

#### ギャラリー

·建設業ERP「PROCES.S」

・クラウドアプリ「工事情報管理 for kintone」

・スーパーカクテル設備保守

他、パートナー様製品をオンラインでご覧いただけます。

建設業向けにコロナ禍を乗り切るテレワーク活用術のご紹介や建設業の課 題を解決し、生産性向上を実現できる最新IT製品のご紹介をいたします。

#### 次号予告

新年度から変わる新技術検定やCCUSの料金

#### 企画·編集

株式会社内田洋行ITソリューションズ 企画部

#### 制作・デザイン

株式会社デジタル・アド・サービス

#### 株式会社内田洋行ITソリューションズ

〒105-0004

東京都港区新橋6丁目1番11号 Daiwa御成門ビル TEL:03-5777-5315

https://process.uchida-it.co.jp

禁転写転載

## 建設ITマボジン



#### 編集後記

昨年は、コロナの巣ごもり需要で、思いがけず家電製品の売り上げが好調だったそうです。「おう ちごはん」を助ける家電や「おうち時間」を楽しめる家電ですね。材料を投入して、ボタンを押すだけ で料理が完成するという調理家電のCMは確かに魅力的でした。が、使いこなせる自信がなくて購 入に踏み切れません… (代わりに?)長年気になっていたダイソン掃除機を手に入れました!コー ドを引きずり、重い掃除機を持ち上げながら、頑張っていたのがウソのように快適です。

(F.I)